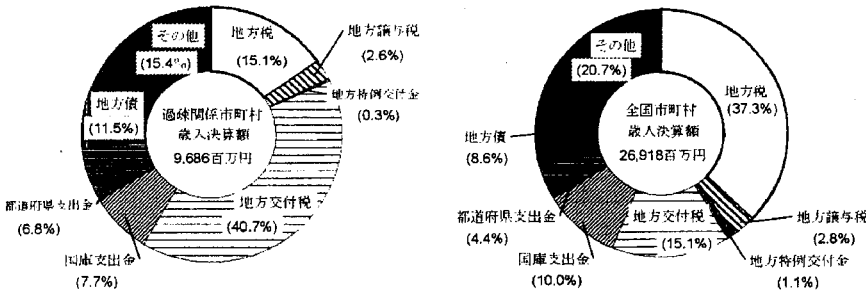


過疎地域の現状④(財政状況)

(財政構造と財政力指数)

- 過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は約15%(全国約37%)に過ぎない。
- 市町村に財政力を示す指標である財政力指数をみると、過疎関係市町村の平均は0.25(全国平均0.53)。

図表8 平成18年度 市町村歳入決算の状況



(備考) 1 総務省「平成18年度地方財政状況調査」による
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない278区域について過疎関係市町村から除いている。

(備考)

- 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
- 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
- 財政力指数は、平成16年度から平成18年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定値)に基づく。
- () は団体数合計に対する構成比である。
- 平均値は単純平均であり、全国平均値においては、一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。
- 分科合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位: 団体、%)

| 区分 | 平成18年度 | |
|---------|-------------|------------|
| | 市町村 | (%) |
| 過疎地域 | 0.1未満 | 9 (1.2) |
| | 0.1以上0.2未満 | 233 (31.9) |
| | 0.2以上0.3未満 | 291 (39.8) |
| | 0.3以上0.42以下 | 165 (22.6) |
| | 0.42超 | 33 (4.5) |
| 計 | 731 (100.0) | |
| 平均値 A | 0.25 | |
| 全国平均値 B | 0.53 | |
| B-A | 0.28 | |

【出典: 総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)3

人口減少地域に関連する保育制度の概要① (小規模保育所(認可保育所))

- 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- 次のいずれかに該当
 - 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- 定員20人以上
- 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

| 定員規模別 | 公 営 | | 私 営 | | 計 | |
|-------|----------------------------|------------------|----------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| | 実数 (カ所) | 構成比 (%) | 実数 (カ所) | 構成比 (%) | 実数 (カ所) | 構成比 (%) |
| ~30 | 613 569 | (5.2) 4.9 | 631 642 | (5.8) 5.7 | (1,244) 1,211 | (5.5) 5.3 |
| 31~45 | (1,215) 1,190 | (10.3) 10.3 | (842) 874 | (7.7) 7.8 | (2,057) 2,064 | (19.1) 19.1 |
| 46~60 | (2,155) 2,073 | (18.3) 18.0 | (2,635) 2,676 | (24.2) 23.9 | (4,790) 4,749 | (21.2) 20.9 |
| 61~ | (7,769) 7,678 | (66.1) 66.6 | (6,764) 7,018 | (62.3) 62.6 | (14,533) 14,696 | (64.2) 64.6 |
| 計 | (11,782) 11,510 50.7 | (100.0) 100.0 | (10,872) 11,310 49.3 | (100.0) 100.0 | (22,624) 22,720 100.0 | (100.0) 100.0 |

資料 : 社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在)
 上段括弧書きは、前年10月1日現在

人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

(1) 設置場所が、以下の①～④にあること

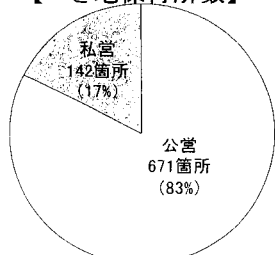
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
- ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特地勤務手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
- ③ ①・②を受けることとなる地域内
- ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内

(2) 設備・運営が以下の基準に合致すること

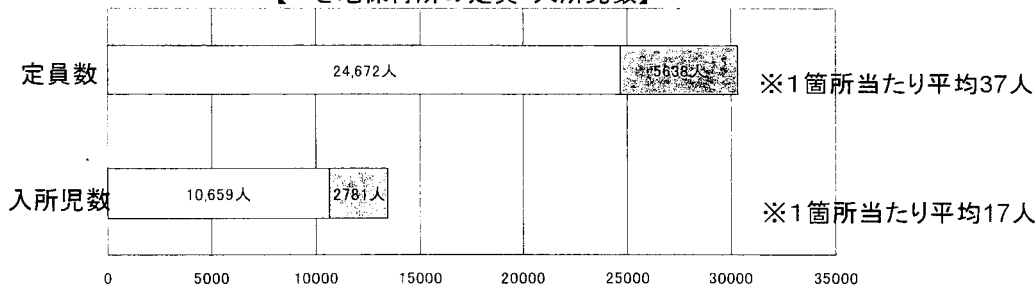
- ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
- ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
- ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
- ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
- ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
- ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】

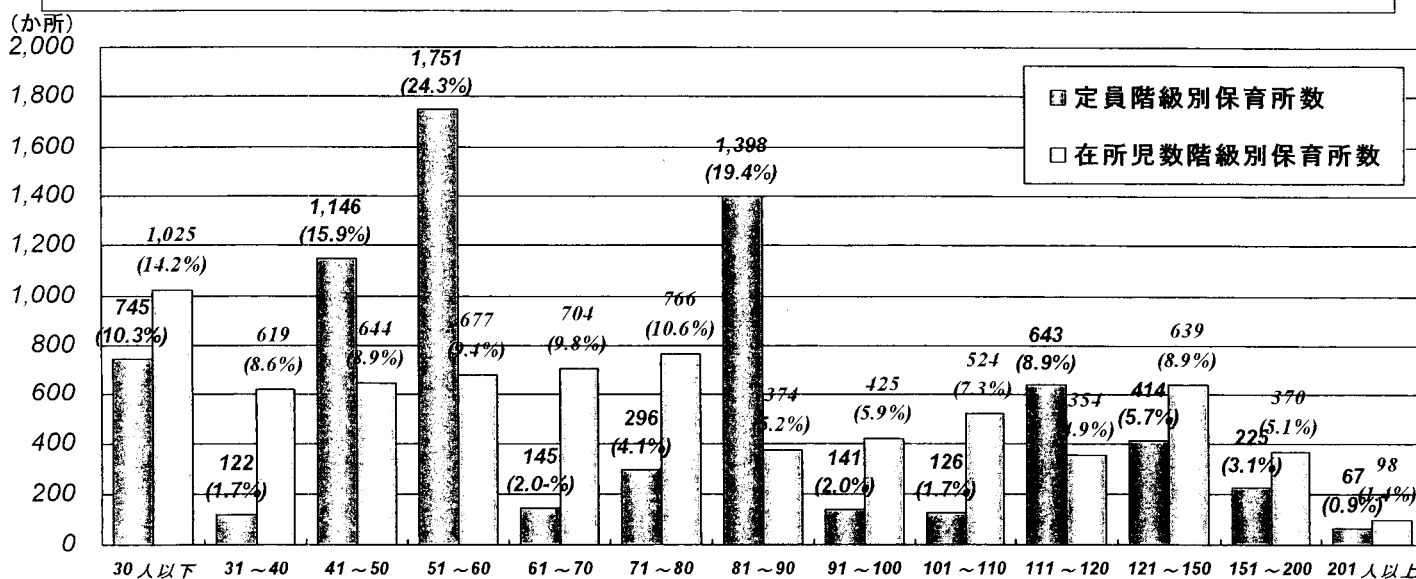


※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は676箇所

【出典：平成18年社会福祉施設等調査】 75

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



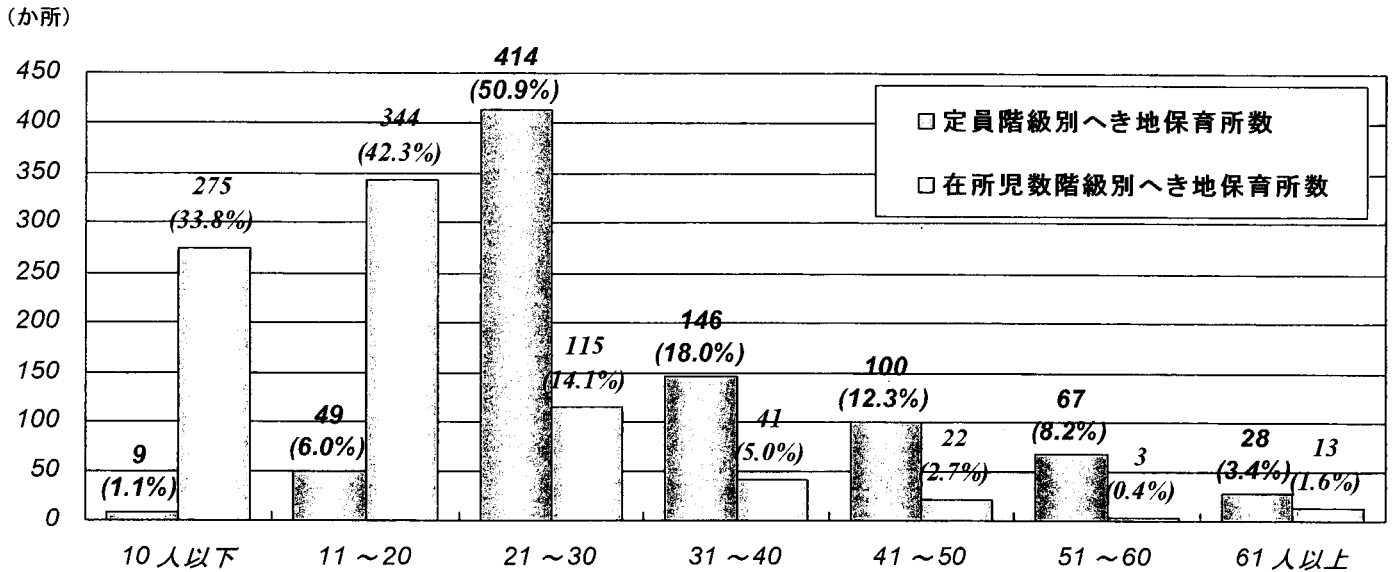
(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員規模別分布

| | | | |
|---------------|------------------|-----------------|-------------|
| 定員60人以下：35.3% | 定員61～90人以下：27.6% | 定員91～120人以下：22% | 定員120人超：15% |
|---------------|------------------|-----------------|-------------|

へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

77

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

| 区分 | 昭和45年度 | | 昭和55年度 | | 平成2年度 | | 平成7年度 | | 平成14年度 | | 平成18年度 | |
|-----------|--------|------|--------|------|-------|------|-------|------|--------|------|--------|------|
| | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 |
| 幼児教育経験者比率 | 57.4 | 76.1 | 87.6 | 91.2 | 95.0 | 95.6 | 95.5 | 95.0 | 98.3 | 96.7 | 97.1 | 96.5 |
| 幼稚園就園率 | 18.5 | 53.8 | 35.4 | 64.4 | 34.9 | 64.0 | 34.2 | 62.8 | 34.9 | 59.9 | 36.1 | 57.7 |
| 保育所在籍率 | 39.1 | 22.4 | 52.2 | 26.8 | 60.1 | 31.5 | 61.3 | 32.2 | 63.4 | 36.8 | 61.0 | 38.8 |

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による。なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

幼稚園就園率 = $\frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$

保育所在籍率 = $\frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

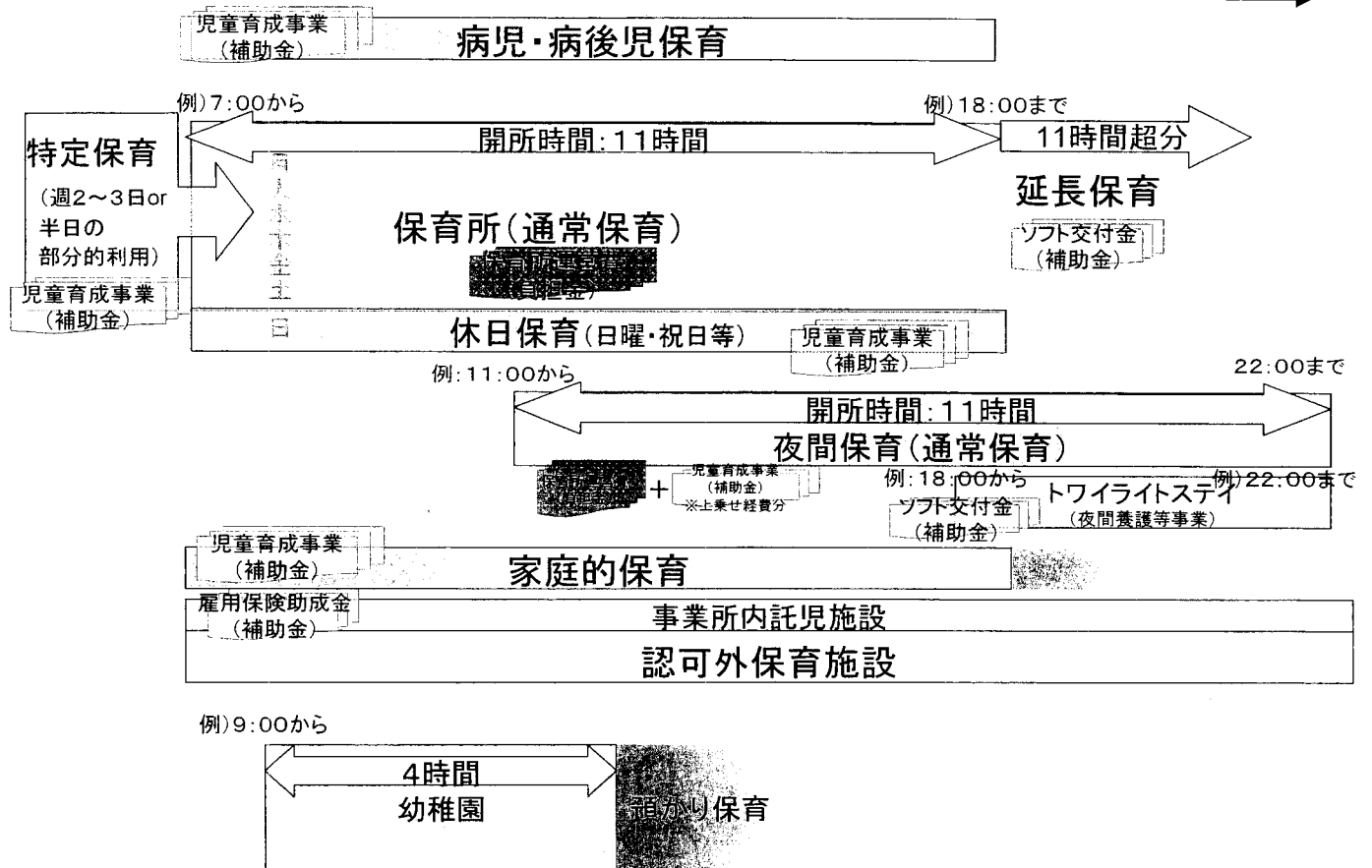
【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」(平成20年4月)】

78

保育サービスの全体像

時間軸:(早朝)

(深夜)→



79

多様な保育の取組の現状

| 《事業名》 | 《事業内容》 | 《19年度実績》 | 《地域における箇所数》 |
|------------|---|---|---|
| 認可保育所 | 日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日) | 保育所数:22,909箇所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在) | ◆ 1小学校区当たり1.03か所 |
| 延長保育事業 | 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業 | 15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の65.8% |
| 休日保育事業 | 日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施) | 875箇所 (平成19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所 |
| 夜間保育事業 | 22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間) | 74か所 (平成20年3月31日現在) | ◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所 |
| 特定保育事業 | 週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業 | 927か所 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所 |
| 病児・病後児保育事業 | 《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業 | 745箇所 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所 |
| 家庭的保育事業 | 保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの | 家庭的保育者数:99人 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人 |

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

80

放課後児童クラブについて

【事業の内容】

- 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
- 放課後児童クラブは、平成9年の児童福祉法改正により事業が法定化され、当該事業の実施については、市町村の努力義務として規定されている。

〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)〕

第六条の二 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ (略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

対象児童

- 保護者が労働等により昼間家にいない小学1～3年の就学児童
- その他、健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の児童、小学校4年生以上の児童)

実施場所

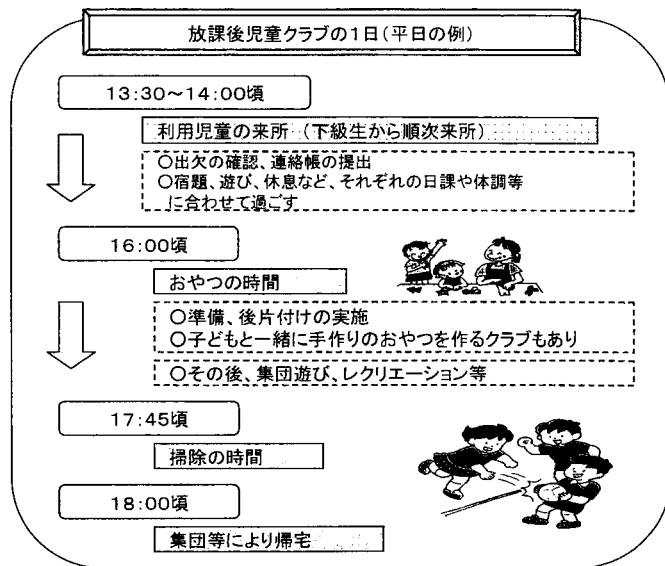
小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用施設、児童館・児童センター、公民館などの公的施設、民家・アパート、保育所、幼稚園、団地集会所、その他専用施設など

運営主体

市区町村、社会福祉法人、NPO法人、保護者会、保護者や地域住民等により構成される運営委員会、任意団体など

職員体制

- 放課後児童指導員を配置
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。



81

【現状】(平成20年5月現在)

- クラブ数 17,583か所(全国の小学校区約22,000校のおよそ8割程度)
⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 794,922人(全国の小学校1～3年生約353万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,096人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,289か所]

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

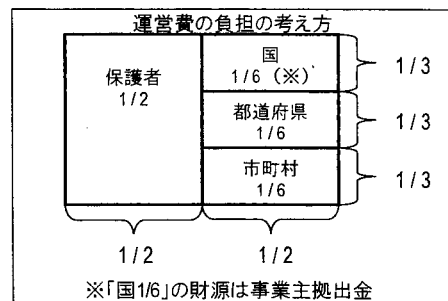
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、**原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。**
- ・児童数36～70人の場合、基準額:240.8万円

※ 6時間以上開所しているクラブが、18時以降開所延長する場合に長時間開所に係る加算あり

○整備費

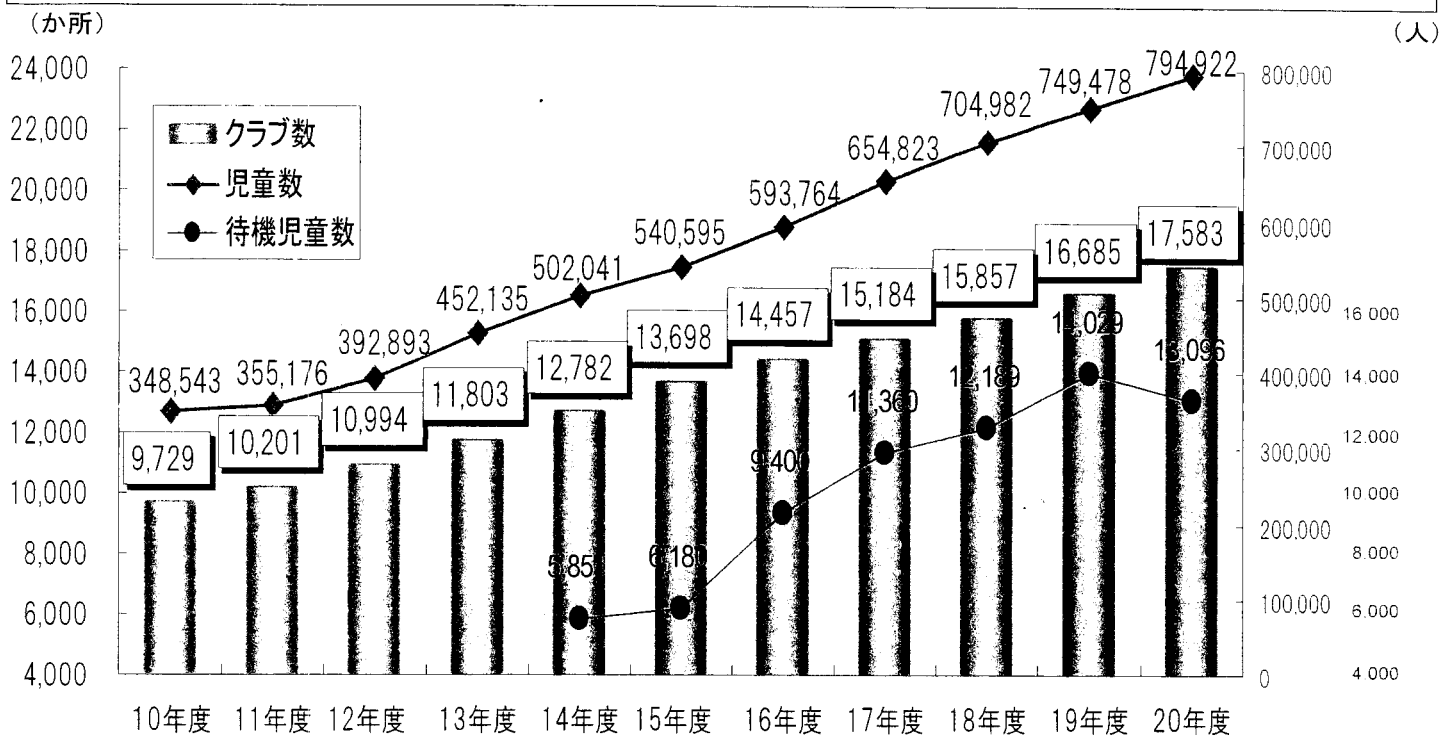
- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

83

放課後児童クラブに係る補助要件について

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

4. 開所日・開所時間

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

5. 施設・設備

- ・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

6. 事業の内容

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

84

放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
- ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- ④ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

- 7. 保護者への支援・連携
 - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
- 8. 学校との連携
 - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
- 9. 関係機関・地域との連携
- 10. 安全対策
- 11. 特に配慮を必要とする児童への対応
- 12. 事業内容等の向上について
 - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
- 13. 利用者への情報提供等
- 14. 要望・苦情への対応

放課後児童クラブの実施状況①

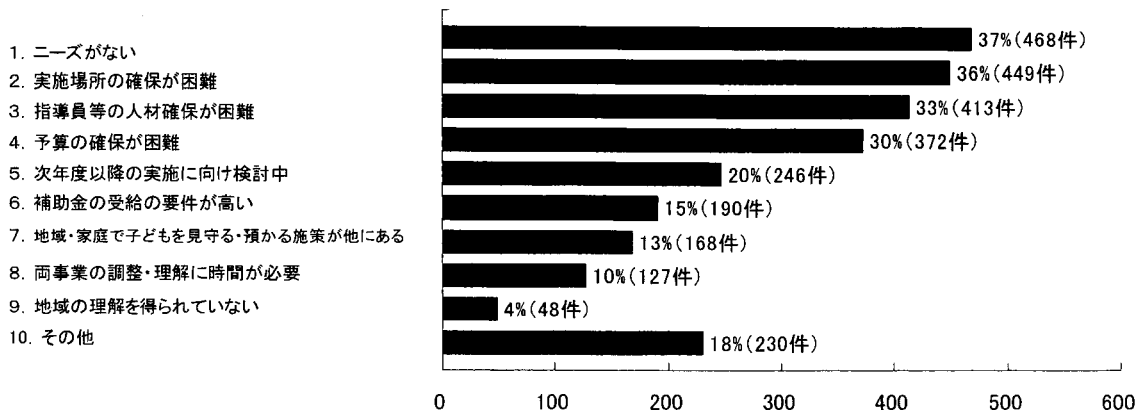
(1)放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

| | 小学校で実施 | 小学校外で実施 | 未実施 |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 小学校区数 (割合) | 7,766小学校区 (35.5%) | 7,227小学校区 (33.0%) | 6,881小学校区 (31.5%) |

(2)放課後児童クラブを実施していない理由

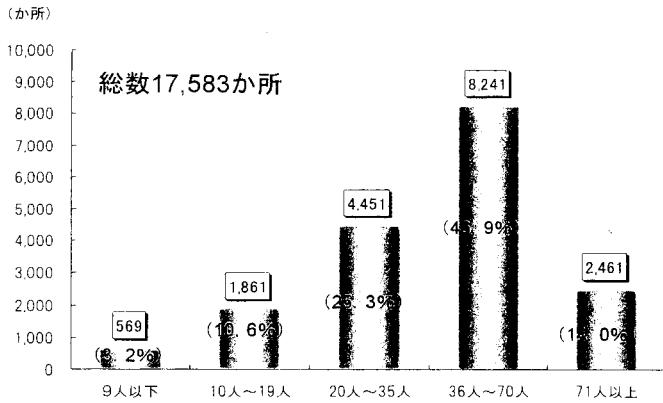
放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



放課後児童クラブの実施状況②

実施規模別クラブ数の状況

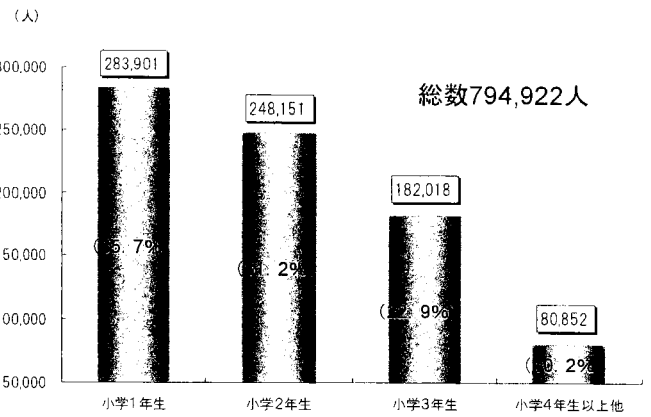
児童数36～70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。



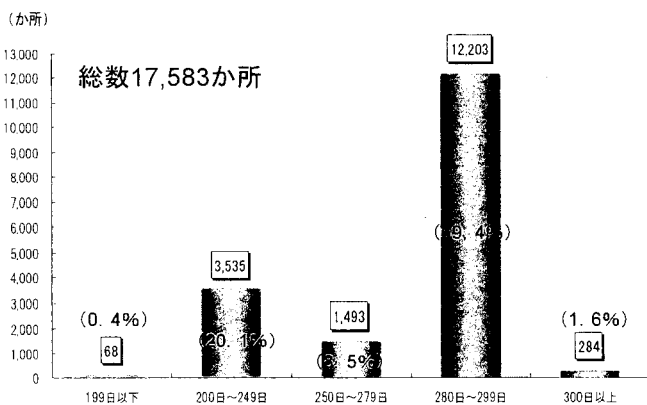
注：()内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

87

年間開設日数別クラブ数

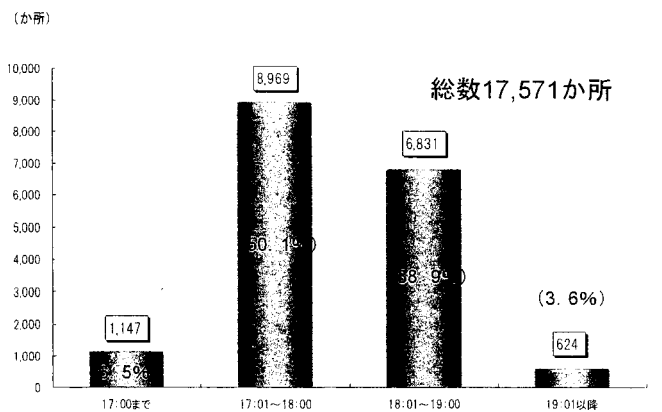
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



注1：()内は総数に対する割合。

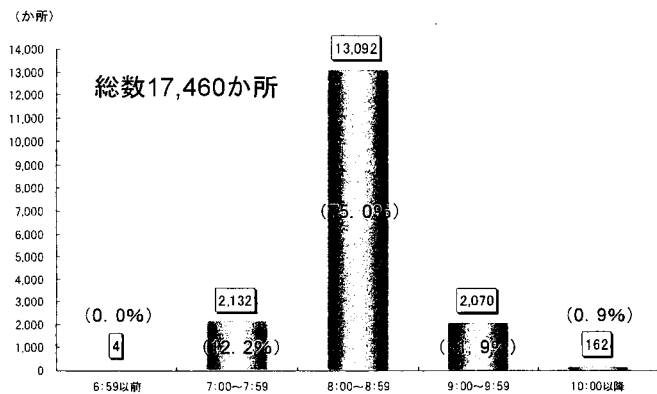
注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

88

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

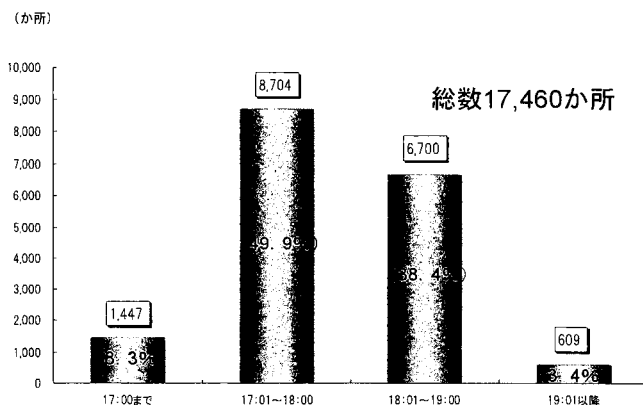


注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



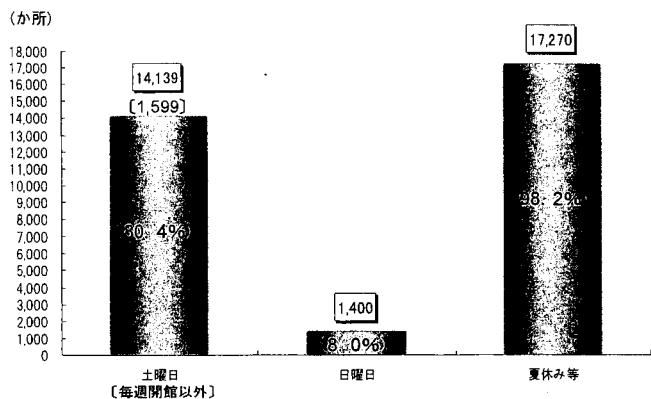
注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開館状況

土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。

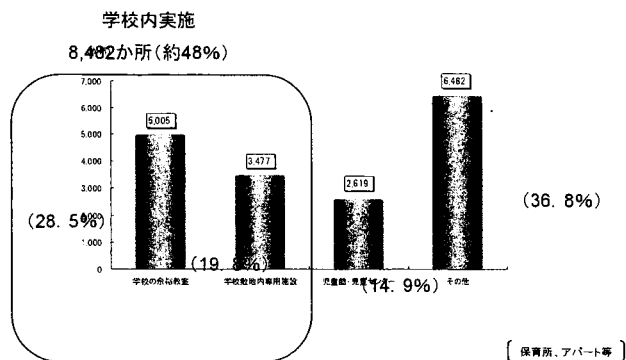


注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: []内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

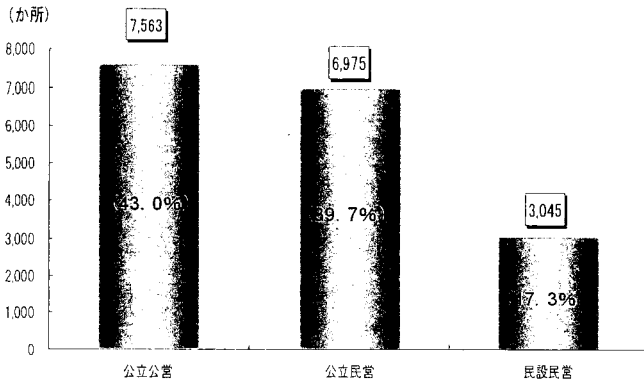


注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

設置・運営主体別クラブ数の状況

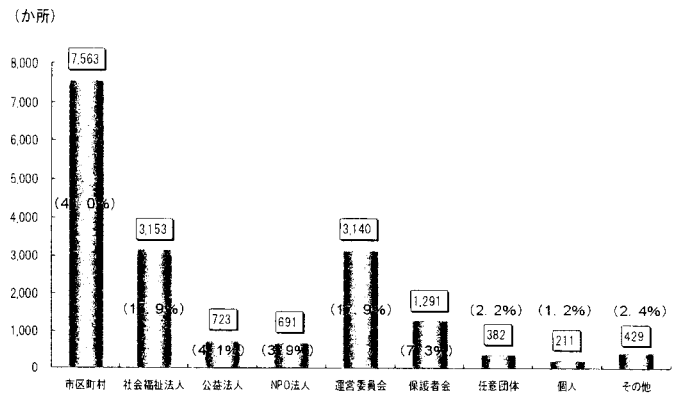
公立による実施が8割を超えている。



注: ()内は全クラブ数(17,583カ所)に対する割合。

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



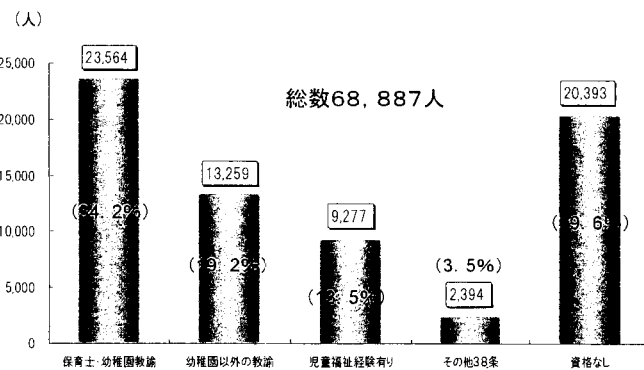
注1: ()内は全クラブ数(17,583カ所)に対する割合。

注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



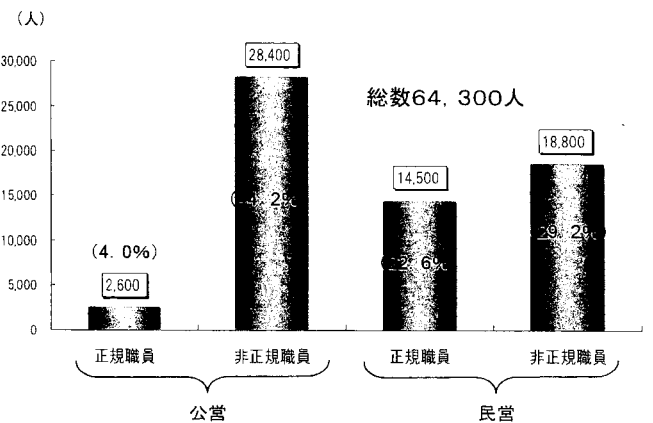
注1: ()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2: 「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



注: ()内は総数(64,300人)に対する割合。

※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

| | 2003年調査 | 2007年調査 |
|------------------|---------|---------|
| 5,000円未満 | 49.1% | 41.8% |
| 5,000～10,000円未満 | 40.3% | 46.4% |
| 10,000～15,000円未満 | 9.4% | 10.1% |
| 15,000～20,000円未満 | 1.1% | 1.7% |
| 20,000円以上 | 0.1% | 0% |

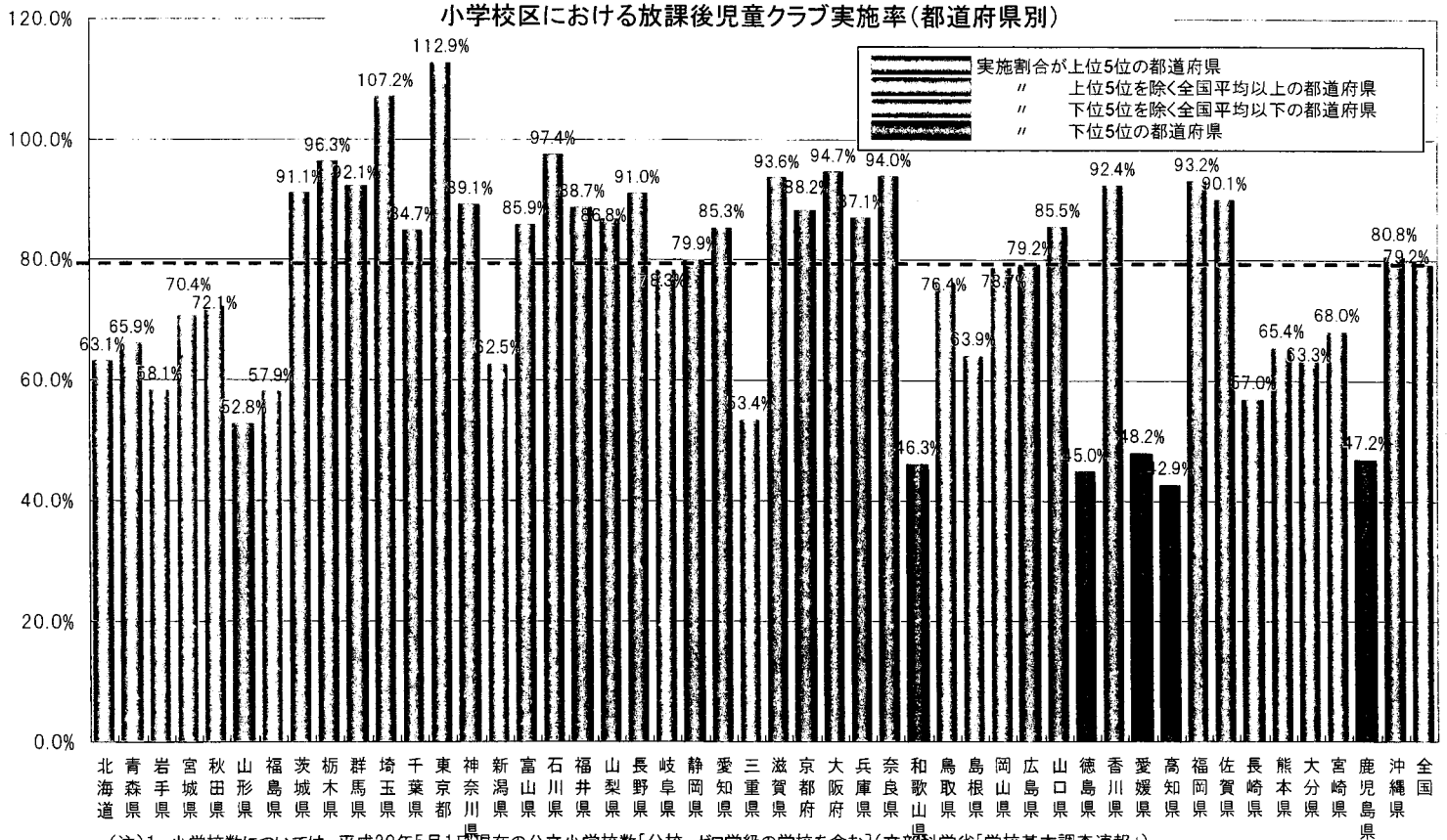
<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

| | 割合 |
|------------------|-------|
| 利用料なし | 9.4% |
| 2,000円未満 | 8.0% |
| 2,000～4,000円未満 | 19.8% |
| 4,000～6,000円未満 | 20.1% |
| 6,000～8,000円未満 | 15.4% |
| 8,000～10,000円未満 | 6.9% |
| 10,000～12,000円未満 | 7.8% |
| 12,000～14,000円未満 | 3.6% |
| 14,000～16,000円未満 | 2.9% |
| 16,000円以上 | 3.1% |

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

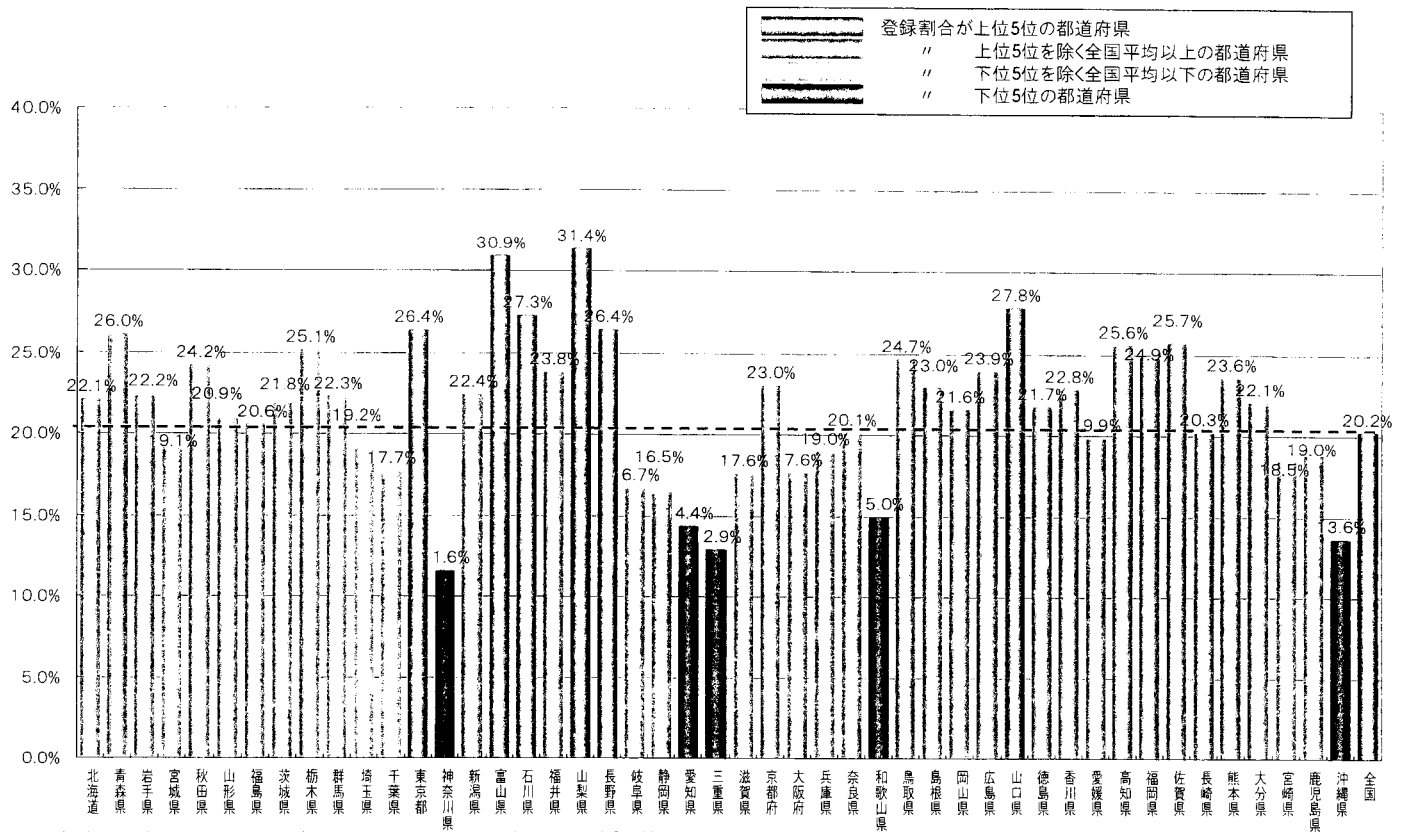
放課後児童クラブの実施状況④

小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)



(注)1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)

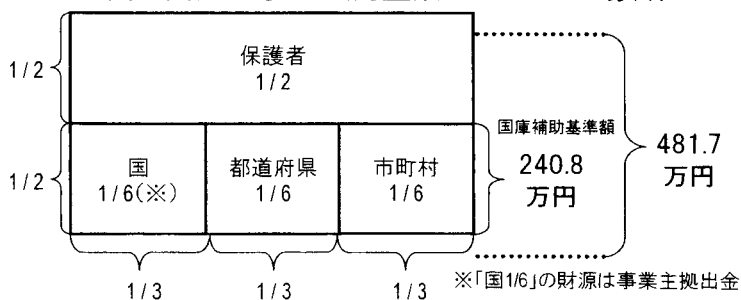


(注)1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省「育成環境課調」)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

放課後児童クラブの国庫補助について

【運営費に対する国の助成(児童手当勘定(特別会計))】

運営費の負担の考え方(児童数36～70人の場合)



- 全体の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- 残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- 児童数36～70人の場合、国庫補助基準額:240.8万円
- その他、開設日数・開設時間に応じて加算

※ 250日は、授業日=200日、長期休暇45日、クラブ運営上必要な日(遠足等を想定)土日で5日を想定。

児童1人当たりの公費負担額 (保育所との比較)

【放課後児童クラブ】(1人当たり月額)

| |
|--------|
| 公費負担額 |
| 2,900円 |

※平成20年度放課後児童健全育成事業費予算額を基に算出

【保育所】(1人当たり月額)

| 年齢区分 | 公費負担額 |
|-------|--------|
| 0歳児 | 13.8万円 |
| 1・2歳児 | 6.8万円 |
| 3歳児 | 2.2万円 |
| 4歳以上児 | 1.7万円 |

※平成20年度保育所運営費負担金予算額を基に算出

(参考)放課後児童クラブにかかる平成21年度概算要求額 278.5億円(91.6億円増)